

## 七戸町最低制限価格制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、七戸町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)における最低制限価格制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において最低制限価格制度とは、地方自治法施行令(昭和22年制令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

### (対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設工事の請負契約に関する競争入札で、請負工事設計額が130万円を超え2,500万円未満の建設工事の請負契約に係る競争入札とする。

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に当該額の100分の10に相当する額を加算した額(当該額が請負工事設計額の90パーセントに相当する額を超える場合にあっては当該90パーセントに相当する額とし、請負工事設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあっては当該80パーセントに相当する額)とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

なお、下記により判断しがたい費目については、設計図書(建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)において取扱いを明示することとする。

- (1) 発注者の設計額における直接工事費(直接製作費、機器費を含む)の97パーセントに相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 発注者の設計額における共通仮設費(間接労務費を含む)の90パーセントに相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (3) 発注者の設計額における現場管理費(工場管理費、据付間接費、設計技術費を含む)の90パーセントに相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (4) 発注者の設計額における一般管理費の55パーセントに相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 最低制限価格を設定したときは、予定価格調書にその額を記載するものとする。

### (相低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

### (落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札は失格とし、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格の設定が適当でない認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月3日から施行する。
- 2 改正後の七戸町最低制限価格制度要綱の規定は、平成25年10月1日以降に締結する工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する工事の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の七戸町最低制限価格制度要綱の規定は、平成31年4月1日以後に締結する工事の請負契約のうち、平成31年10月1日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。